

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(10)

## 目 次

### 告 示

○富山県市町村振興基金貸付要綱の一部改正

1

## 告 示

### 富山県告示第185号

富山県市町村振興基金貸付要綱の一部改正について

富山県市町村振興基金貸付要綱（昭和46年富山県告示第 353号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

| 貸付けの<br>対象事業       | 事 業 内 容  | 貸 付 利 率   | 貸付額                                       |
|--------------------|--|---|---|
| 交 通 施 設<br>整 備 事 業 | 1 市町村道舗装事業<br>市町村道（道路法（昭和27年法律第 180号）第 3 条第 4 号に規定する市町村道をいう。）で、次の要件を満たし、かつ、総幅員 4 メートル以上（当該道路の交通量が比較的少なく、かつ、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合にあつては 3 メートル以上）のものの舗装事業。ただし、国若しくは県の補助金又は資金以外の | 貸付決定の日における普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第 2 項に規定する普通地方長期資金をいう。以下同じ。）の貸付利率に相 | 事業費に係る一般財源所要額の 100 分の 75 を超えない範囲内で知事が定める額 |

|                    |  |  |  |
|--------------------|--|--|--|
|                    | <p>地方債を財源として行う事業を除く。</p> <p>(1) 国道又は県道と連絡するもの</p> <p>(2) 集落（戸数25戸以上）間を連絡するもの</p> <p>(3) 学校、保健所等の公共施設に通ずるもの</p> | 当する率   |  |
|                    | <p>2 駐車場設置事業</p> <p>駐車場設置（観光施設整備に係るもの及び有料のものを除く。）で面積 500平方メートル以上のもの及び自転車置場の設置事業</p>                            | 貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率  | 事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額        |
| 生活環境<br>施設整備<br>事業 | <p>1 コミュニティ施設整備事業</p> <p>地区住民のコミュニティ活動の推進に必要なと認められる施設の整備事業</p>   | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>（上限：年 3.0パーセント）</p> <p>（普通地方長期資金の貸付利率が年 3.0パーセントを上回る場合は、3.0パーセント。以下、同じ。）</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> |
|                    | <p>2 住民団体コミュニティ施設整備事業</p> <p>自治会、町内会等の住民団体がコミュニティ施設の整備を行うために必要な資金の</p>   | 貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率  | 事業費に係る一般財源所要                                 |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 貸付事業  | (上限：年 3.0パーセント)   | 額を超えない範囲内で知事が定める額                             |
| <p>3 消防防災施設整備事業</p> <p>(1) 防火水槽、火災報知器その他消防施設の整備事業</p> <p>(2) 河川、水路、ため池等に係る水難事故を防止するためのガードレールその他の施設の整備事業</p>   | 貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率                               | 事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない範囲内で知事が定める額        |
| <p>4 環境衛生施設整備事業</p> <p>生活排水路、給水人口が 100人以下の飲料水供給施設、20戸未満の農業集落を対象とする農業集落排水処理施設その他の地域住民の生活環境の改善のための施設の整備事業</p>   | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> |
| <p>5 魅力ある地域環境整備事業</p> <p>(1) 知事が指定するまちづくり総合支援事業として行われる次に掲げる事業</p> <p>ア 優れた景観整備事業</p> <p>イ 福祉のまちづくり事業</p> <p>ウ 雪に強く、雪に親しむ施設整備事業</p> <p>エ 地域活性化事業</p> | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない範囲内で</p>        |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>(2) まちづくり推進協議会等の地区住民団体が都市景観整備、町並保存のための施設の整備を行うために必要な資金の貸付事業（以下この項において「まちづくり資金貸付事業」という。）</p> <p>(3) 前2号以外の事業として行われる魅力ある地域環境整備事業</p>                              | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>                        | <p>知事が定める額</p> <p>(まちづくり資金貸付事業にあつては、事業費に係る一般財源所要額を限度とする。)</p> |
| <p>6 公共施設改修事業</p> <p>窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替えなどの既存の公共施設の改修事業</p>  | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p>                        | <p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p>                  |
| <p>7 ふるさと活性化施設整備事業</p> <p>地域を活性化させるための次の事業</p> <p>(1) 特産品振興施設整備事業</p> <p>展示施設、試食即売施設、レストハウス、加工・研究施設等の施設の整備事業</p> <p>(2) 製作・創作体験施設整備事業</p> <p>和紙、木工品及び陶磁器の製作並びに</p> | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率</p> <p>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で</p>                         |

|            |  |  |   |
|------------|--|--|---|
|            | <p>民謡・民芸の体験施設、イベント広場等の施設の整備事業</p> <p>(3) 文化的施設保存活用事業<br/>後世に継承すべき文化的施設を保存活用する事業</p>  |  | 知事が定める額                                       |
|            | <p>8 花と緑の環境整備及び森林レクリエーション関連施設整備事業</p> <p>(1) 街路、学校、公園、運動広場等における植栽、花壇造成などの公共施設の緑化事業</p> <p>(2) 県立・県定公園整備事業<br/>知事が指定する県立・県定公園整備事業</p> | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率<br/>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> |
|            | <p>9 企業立地助成事業<br/>富山県企業立地助成金交付要綱別表に掲げる工場周辺環境整備事業又は立地基盤整備事業で富山県企業立地助成事業助成金の交付決定を受けた施設の整備事業</p>  | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率<br/>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない範囲内で知事が定める額</p> |
| 社会教育施設整備事業 | <p>1 社会教育施設整備事業のうち、次に掲げる施設で市町村の中核的機能を持つものの整備事業</p> <p>(1) 科学・文化施設整備事業<br/>科学・文化の振興のための科学教育センター、郷土資料館等の施設の整備事業</p>                    | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率<br/>(上限：年 3.0パーセント)</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の75を超えない</p>            |

|                    |   |  |  |
|--------------------|---|--|--|
|                    | <p>(2) 健康・スポーツ施設整備事業<br/>健康増進及びスポーツの振興のための<br/>トレーニングセンター、テニスコート、<br/>運動広場等の施設の整備事業</p> <p>(3) 国際交流施設整備事業<br/>国際交流の促進のための同時通訳設備<br/>等の設備の整備事業</p> |  | 範囲内で<br>知事が定<br>める額  |
|                    | 2 その他の社会教育施設の整備事業   | 貸付決定の日における<br>普通地方長期資金の貸<br>付利率に相当する率                            | 事業費に<br>係る一般<br>財源所要<br>額の 100<br>分の75を<br>超えない<br>範囲内で<br>知事が定<br>める額 |
| 観 光 施 設<br>整 備 事 業 | 観光資源の活用に必要な駐車場、休憩所そ<br>の他の施設の整備事業   | 貸付決定の日における<br>普通地方長期資金の貸<br>付利率に相当する率                            | 事業費に<br>係る一般<br>財源所要<br>額の 100<br>分の75を<br>超えない<br>範囲内で<br>知事が定<br>める額 |
| 広 域 施 設<br>整 備 事 業 | 複数の市町村（一部事務組合を含む。）が<br>協働して実施する事業のうち、一定以上の広<br>域的な利用が図られる施設又は設備の整備事<br>業。ただし、道路の整備に関する事業を除<br>く。  | 貸付決定の日における<br>普通地方長期資金の貸<br>付利率に相当する率<br><br>(上限：年 3.0パーセ<br>ント) | 事業費に<br>係る一般<br>財源所要<br>額の 100<br>分の75を                                |

|                           |   |   |                                      |
|---------------------------|---|---|--------------------------------------|
|                           |   |   | 超えない<br>範囲内で<br>知事が定<br>める額          |
| 辺地山村<br>等公共施<br>設整備事<br>業 | <p>辺地山村等公共施設整備事業のうち、次に掲げる事業</p> <p>(1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下この項において「辺地法」という。）第2条第2項に掲げる公共的施設及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この項において「過疎法」という。）第12条第1項に掲げる施設の整備事業で地域住民の生活条件の向上のため必要と認められるもののうち、辺地法第2条第1項に規定する地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する地域及びこれらの地域に準ずる地域並びに過疎法第2条第1項に規定する地域（以下この項において「辺地山村等の地域」という。）において行われる事業。ただし、道路にあつては、道路法第3条第4号に規定する市町村道に限る。</p> <p>(2) 広域施設整備事業の対象となる事業のうち、辺地山村等の地域を包括する市町村が単独又は共同で行う事業及びこれらの市町村で組織する一部事務組合又は広域連合が行う事業。ただし、辺地山村等の地域において行うものに限る。</p> | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率（上限：年 3.0パーセント）</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額</p> |

|   |  |  |                                       |
|---|--|--|---------------------------------------|
|   | (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域で行われる同法第3条第1項に規定する半島振興計画の整備計画に定める施設の整備事業  |  |                                       |
| その 他 特<br>に 知 事 が<br>必 要 と 認<br>め る 事 業 | 1 学校大規模改修事業<br>窓枠取替え、屋上防水工事、壁面塗り替え、アスベスト撤去工事などの小・中学校の大規模改修事業   | 貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率                    | 事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額 |
|   | 2 社会福祉施設・児童福祉施設整備事業<br>次に掲げる事業（知事が指定するまちづくり総合支援事業として行われる高齢者、身障者のための施設整備事業を除く。）<br>(1) 高齢者、身障者のための安全かつ快適なまちづくり事業として行われる公共的建築物、道路、緑地等の施設整備事業<br>(2) 児童福祉向上のための施設整備事業 | 貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率<br>(上限：年 3.0パーセント) | 事業費に係る一般財源所要額の100分の75を超えない範囲内で知事が定める額 |
|   | 3 緊急性が高く財政措置の必要がある次に掲げる事業のうち知事が特に認める事業<br>(1) 一般廃棄物処理施設整備事業で広域的かつ緊急性の高い事業<br>(2) 県の総合計画及び重要施策等の推進に資すると認められる事業  | 無 利 子  | 事業費に係る一般財源所要額の100分の90<br>( ( 2 )      |



|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>ア 県の主要なイベントと連携して行われる事業</p> <p>イ 定住・半定住のための施設整備事業</p> <p>ウ 駅周辺整備事業（鉄道事業者が負担すべき部分を除く。）</p> <p>(3) 国及び県の財政措置が変更される事業</p> <p>(4) 合併重点支援地域に指定された市町村又は合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。）が実施する新しいまちづくり事業</p> |  | <p>については、事業費に係る一般財源所要額を超えない範囲内で知事が定める額ただし、1事業当たり5億円を超えないものとする</p> |
| <p>4 防災拠点施設耐震性強化事業</p> <p>市町村の防災拠点となる庁舎（消防庁舎を含む。）のうち、耐震調査の結果耐震化工事が必要と判定された施設について実施する耐震性強化事業</p>  | <p>貸付決定の日における普通地方長期資金の貸付利率に相当する率（上限：年 3.0パーセント）</p>                | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない範囲内で知事が定める額</p>                     |
| <p>5 その他特に知事が必要と認める事業</p>  | <p>年 3.0パーセント</p> <p>（意欲的かつユニークな事業と認められるものにあつては、貸付決定の日における普通地方</p> | <p>事業費に係る一般財源所要額の 100分の90を超えない</p>                                |

|  |  |                     |                     |
|--|--|---------------------|---------------------|
|  |  | 長期資金の貸付利<br>率に相当する率 | 範囲内で<br>知事が定<br>める額 |
|--|--|---------------------|---------------------|

様式第 3 号中 「 1 交通 2 生活環境 3 社会教育 4 観光 5 広域  
6 辺地山村 7 社会福祉 8 特認 」

を 「 1 交通 2 生活環境 3 社会教育 4 観光 5 広域  
6 辺地山村 7 特認 」 に

改める。

様式第 6 号付表中

「 1 交通 2 生活 3 社教 4 観光 5 広域 6 辺地 7 社福 8 特認 」 を

「 1 交通 2 生活 3 社教 4 観光 5 広域 6 辺地 7 特認 」 に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の富山県市町村振興基金貸付要綱の規定により貸付けの決定を受けた資金の貸付けの対象となる事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(地域振興課)